



# 飲食店での 飲酒運転根絶対策

## 事前に準備すること

- お客様の見やすい場所に飲酒運転根絶のポスター等を掲示しましょう。
- ポスターなどが目に入ることでお客様の理解を求めやすくなります。
- 運転者にはお酒を提供しないことを表示しましょう。



## 接客時の確認事項

### お酒の提供を求めらるお客様には

- お客様の交通手段を確認しましょう。
- 自動車等利用のお客様には、飲酒運転をしないための手段を確認しましょう。

お車で  
来店ですか？

(1人なら)

帰りは代行などを  
ご利用ですか？

帰りはどなたが  
運転されますか？

※家族の迎えやハンドルキーパーがいる方、代行運転の利用を申し立てる方がいる場合以外は、  
お酒の提供は NG です。



- 飲酒運転の防止手段が不明の場合は、酒類を提供しないことを伝えましょう。

## ●●● 確認後の対応 ●●●

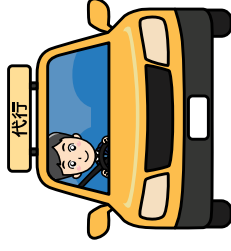
### お客様が確認に応じてくれない場合・・・

- ① 運転代行を利用する。
- ② ご家族等に迎えに来ていただく。
- ③ グループの場合はハンドルキーパーを決めていただく。

以上のお約束がない限りは

**「お酒の提供はできません。」と伝え、理解を求めてください。**

※法令や条例により酒類を提供した飲食店にも責任が生じることなどを説明して理解を求めてください。



### 飲酒したお客様が運転して帰ろうとする場合・・・

退店時、お客様が飲酒したにもかかわらず、運転して帰ろうとする場合は、運転代行の紹介等に努め、説得を続けてください。

説得に応じず、運転して帰ろうとするときは、車種、ナンバー等を控え、迷わず 110 番通報してください。



### 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

#### 【飲食店営業者の役割など】

- ポスターなどの飲酒運転根絶に関する啓発文書の掲示に努める。
- 利用客の交通手段の確認に努め、利用客が飲酒運転をする恐れがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合は警察へ通報するよう努める。
- 酒類を提供した利用客が違反した場合
  - ▲ 県から飲食店に違反した事実を通知。
  - ▲ 飲食店は、ポスター掲示や交通手段の確認の徹底などを行わなければならない。
  - ▲ 1年以内に再度通知を受けた場合、県は飲酒運転防止措置に関する指示をする。
  - ▲ 指示に従わないときは、県は店名などを公表し、指示書の掲示を命ずる。
  - ▲ 指示書を掲示しないときは5万円以下の過料

